

第13回知的財産戦略本部会合資料

1. 農林水産省知的財産戦略本部の設置について
～ 知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」の展開～
2. 農林水産省知的財産戦略本部における検討事項

2006年2月24日
農林水産省

農林水産省知的財産戦略本部の設置について

～ 知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」の展開～

平成18年2月23日

1 趣旨

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心等農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられた他国に類を見ない特質・強さを有しており、これは我が国にとっての貴重な知的財産と考えられる。

知的財産権の取得・保護のための法制度の整備や、DNA品種識別技術の開発等が進み、我が国農林水産物・食品の特質・強さを知的財産権として権利化し、「守り」と「攻め」の両面で積極的に活用できる環境が急速に整っている。

このため、知的財産の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題と考えられることから、省内に「農林水産省知的財産戦略本部」(以下「本部」という。)を設置し、知的財産に関する施策を強力に推進することとする。

2 構成

(1) 本部は、以下をもって構成する。

本部長：三浦農林水産副大臣

副本部長：金子農林水産大臣政務官

本部長補佐：農林水産事務次官

本部員：官房長、総括審議官、総括審議官(国際)、技術総括審議官、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、関東農政局長

(2) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙のとおりとする。

(3) 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することが出来るものとする。

3 事務局

本部の事務局(庶務)は、生産局総務課の協力を得て、生産局種苗課において行う。

(別紙)

農林水産省知的財産戦略本部幹事会の構成

幹事長：技術総括審議官

副幹事長：生産局審議官

幹事長補佐：生産局総務課長、種苗課長

幹事：官房 技術調整室長、情報課長

国際部 貿易関税課長

統計部 生産流通消費統計課長

総合食料局

食品産業企画課長、食品産業振興課長、消費
流通課長

消費・安全局

表示・規格課長、消費者情報官

生産局

生産振興推進室長、農産振興課長、野菜課長、
果樹花き課長、特産振興課長、畜産企画課長、
畜産振興課長、牛乳乳製品課長、食肉鶏卵課
長

経営局

参事官（普及担当）

農村振興局

農村政策課長

農林水産技術会議事務局

先端産業技術研究課長

林野庁

経営課長、木材課長、研究・保全課長

水産庁

加工流通課長、研究指導課長、栽培養殖課長

関東農政局

生産経営流通部長

農林水産省知的財産戦略本部における検討事項

1．戦略の方向性

- (1) 農林水産業・食品産業のグローバル化、輸出促進等に対応した海外における権利取得・活用の促進
- (2) 知的財産の活用による産地育成と消費者の信頼確保 等

2．具体的課題

- (1) 植物新品種の育成者権の保護・活用
輸出差止制度の新設（種苗法違反物品に関し関税法改正）
中国・韓国等への働きかけ
DNA品種識別技術の開発 等
- (2) 地域ブランド戦略
地域団体商標制度の戦略的活用・支援（商標法改正、本年4月施行）
地域ブランドの啓発・普及 等
- (3) 特許等技術移転の促進
- (4) 知的財産に関する普及啓発、人材育成 等

3．有識者、民間企業等からのヒアリングを行い、検討を深めるとともに、必要に応じて検討項目を追加するものとする。